

東中野山小学校 学校いじめ防止基本方針

新潟市立東中野山小学校
いじめ不登校対策委員会

1 「学校いじめ防止基本方針」について

(1) いじめの定義（「新潟市 いじめ防止等のための基本的な方針」H29.4.1改訂より）

いじめとは、いじめ防止対策推進法（H25 法律第 71 号。以下「法」という。）第 2 条において次のように規定されており、本市ではこの定義を踏まえていじめ防止等の取組を進めるものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義により、事案が次の 4 つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童生徒である。
- ② 加害者と被害者が一定の人間関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

(2) 東中野山小学校いじめ防止基本方針

上記を受け、当校の基本方針を以下の通りとする。

いじめ防止対策推進法及び新潟市いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの早期発見のために、アンケートの実施や定期的な教育相談を実施等して、いじめの早期発見に努める。
- いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、教育委員会の指導の下、必要に応じて関係機関（区役所、医療機関、児童相談所、警察等）と協力して解決にあたる。
- 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

3 いじめ対策委員会の設置

- いじめの防止等に関する取組について協議することを通して、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。
- いじめが生じた場合など、必要に応じて、臨時の会議を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、対処する。

＜いじめ対策委員会の構成＞

校長・教頭・教務主任・生活指導主任・当該学年主任・当該学級担任・養護教諭
* 学校評議員 ほか

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- 従来の予防的・課題解決的な指導から、子ども一人一人の成長を促す指導に、より力点を置き、新潟市の生徒指導リーフレット及びいじめ対応リーフレットに基づき、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。
- 多面的な児童理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通して、全ての児童に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から、自律性と社会性を育み、精神的、社会的な自立を目指す。
- ソーシャルスキルトレーニングを実施し、学校生活アンケートや学級力リーダーチャートを生かして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、子どもたち一人一人が成就感や充実感をもてる授業実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、子どもの自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動で道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(3) 相談体制の整備

- 「教育相談」は教務と時期を調整して年間計画や月歴、週歴に位置付ける。子どもたち一人一人の理解に努め、保護者との話し合いに臨む。

(4) 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動を通して、協力したり強調したりすることの大切さを学び、人とよりよく関わり合う力を身に付けさせる。

(5) インターネットを介してのいじめに対する対策

- インターネットを活用した、パソコン、通信型ゲーム機、スマートフォン等の使用状況の把握に努めるとともに、モラル教育の充実を図る。

5 いじめの早期発見のための取組

(1) 定期の取組

毎月1回（朝学習時）にいじめにかかわるアンケート調査を実施する。

- | | |
|--|----------|
| ○「生活アンケート」……教育相談と重ならない日程で実施
調査の実施（担任） ……＜8：15～8：30＞ | ①アンケート調査 |
| ↓ ※実施後、用紙は生活指導主任が回収。 | |
| ②アンケート確認後、担任に返却（生活指導主任） | |
| ③確認すべき児童への聞き取り（担任）→いじめの発覚→生活指導主任に報告
↓ ※市の調査報告に入れる | |
| ④重大事項の確認と聞き取り（生活指導主任）→管理職に報告
↓ | |
| ⑤全体確認と追加調査の検討 ※必要に応じて、早急に調査を追加。
↓ | |
| ⑥「いじめ対応ミーティング」の実施→市に報告（管理職）
（校長、教頭、生活指導主任、該当学年主任、関係担任）
※回収した調査用紙原本は卒業まで、その他調査集計は、10年間保存する。
（管理者：生活指導主任） | |

(2) 日常の取組

- 子ども、保護者、地域と、学校との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により、迅速かつ誠実に対応する。
- 休み時間の児童の様子に目を配り、担任と児童との関わりを通して、交友関係や悩みなどがいないか注意する。
- 全教職員で児童の様子を見取り、情報を収集し、整理して共有し、組織的な対応に迅速につなげるようにする。

6 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認するために、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ対応ミーティング・いじめ対策委員会を開き、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、組織として対応する。※生活アンケートや学校での様子、本人・保護者の訴え、友達や地域の情報等
- いじめを受けた児童に対しては、心のケアを行うとともに、保護者に対しては、経過や今後の方針を丁寧に説明する。また、いじめられた児童が教室での学習に不安を感じた場合、保護者と連携を図りながら、安心して学習できる措置を講ずる。
- いじめた児童に対しては、安易な謝罪に終わらせず、相手の心の痛みを理解させ、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させる。また、本人の不安定要因への対処を行い、家庭環境にも一因があると判断した場合は、必要に応じて関係機関と連携し、家庭環境改善に向けた助言や支援を行う。
- 周囲の児童に対しては、自分たちのこととしていじめ問題をとらえ、傍観者にならずに一步踏み出す勇気がもてるようにする。
- 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら取り組むとともに、必要に応じて関係機関と連携していく。
- いじめが解決した後も、きめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を新たに設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施すると共に、関係諸機関との連携を適切にとって解決にあたる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係、その

他の必要な情報を適切に提供する。

- いじめ解決に向けて、保護者の意向も丁寧に聞き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- 医療機関への受診が必要と判断される場合は、保護者に医療機関への受診を勧める。
- 保護者自身が不安を抱いている場合は、スクールカウンセラーや関係機関のカウンセリングを勧める。

※自殺につながる可能性がある場合の対応

- 児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合は「TALKの原則」(Tell:心配していることを伝える Ask:自殺願望について尋ねる Listen:気持ちを傾聴する

Keep safe:安全の確保)に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。

※いじめを行った児童及びその保護者への対応

- いじめを行った児童に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

当該児童の指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

また、当該児童の保護者に対しては、我が子が行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童と共に認識させるとともに、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。

その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導、助言する。

※生活アンケート等でいじめの事例が出たら、担任から生活指導主任、生活指導主任から管理職へ報告し、早急に「いじめ・不登校対策委員会」を実施する。

(平成26年 4月 1日 制定)

(平成29年 8月31日 改定)

(平成31年 4月 1日 部分改定)

(令和 2年 4月 1日 部分改定)

(令和 3年 4月 1日 部分改定)

(令和 4年 4月 1日 部分改訂)

(令和 5年 4月 1日 部分改訂)